令和4年11月版

www.flat35.com

長生村と住宅金融支援機構が連携

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

長生村イメージキャラクター
「太陽くん」

ずっと固定金利の安心

【フラット35】地域連携型

子育て支援　当初10年間　借入金利より 年0.25%引下げ

【フラット35】Sと併用できます！

Aプラン	当初10年間	年0.5%引下げ
Bプラン	当初5年間	

※【フラット３５】地域連携型とは、子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援と併せて、【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○長生村の補助事業のご相談は

LONG AND LIVE
ながく いきいきと 千葉県長生村

企画財政課　☎0475-32-4743

【フラット35】に関するご相談は　住まいのしあわせを、ともにつくる。住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

0120-0860-35（通話無料）

営業時間：9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
ご利用いただけない場合（国際電話など）は、次の番号へおかけください。
048-615-0420（通話料金がかかります。）

一松海岸-初日の出と太鼓の初打ち-

LONG AND LIVE
ながく いきいきと
千葉県長生村

夢がある、生きがいを感じる
住んで良かった長生村

長生村で利用できる
【フラット３５】地域連携型はこちら

LONG AND LIVE ながく いきいきと 千葉県長生村

連携

住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

長生村 三世代同居･近居住宅支援事業

子育て支援

【補助金額】

【主な要件】

・親および子の世帯のいずれかまたはその全部が村外から村内に転入すること。
・転入世帯が事前相談書の提出日前１年の間に、長生村の住民基本台帳に記録されて いないこと。
・親または子の世帯に18歳以下の子どもが居住すること（出産予定も含む）。
・交付決定日から継続して10年以上三世代同居または近居をする予定であること。
・この要綱による補助金の交付を受けていないこと等。

※詳しい要件等については、長生村ＨＰを参照してください。

対象区分	基本額（加算後上限額）	加算額	
新築住宅 中古住宅	50万円（上限100万円）	①村内事業者による建築・販売	20万円
		②18歳未満の子ども1人につき	10万円
増築 リフォーム	30万円（上限50万円）	③子世帯の夫婦いずれか30歳以下	10万円
		④村内公共交通利用	10万円
		⑤空家バンク物件購入	10万円

長生村 結婚新生活支援事業

子育て支援

【補助金額（限度額）】

【主な要件】

・本事業の申請年度中に婚姻届を提出し、受理されていること。
・夫婦の双方または一方が村内に住所を有すること。
・夫婦ともに満45歳以下であること（交付申請時）。
・夫婦の合算した所得金額が450万円未満であること。
・夫婦の双方または一方が、過去に長生村または他の自治体で、この事業に基づく補助を受けたことがないこと等。

※詳しい要件については、長生村ＨＰを参照してください。

要件と補助限度額（判定表）			
ケース	年齢要件	所得要件（夫婦合算）	補助限度額
A	夫婦とも満39歳以下	合計所得400万円未満	60万円
B	夫婦とも満39歳以下	合計所得400万円以上450万円未満	30万円
C	夫婦とも または どちらかが満40歳以上45歳以下	合計所得450万円未満	30万円
D	上記以外	上記以外	対象外

住宅金融支援機構

ずっと固定金利の安心
【フラット35】地域連携型
子育て支援

金利の引下げ期間	金利の引下げ幅
当初10年間	年 0.25%

（※）【フラット３５】S（Aプラン）との併用で、当初10年間 年0.5%引下げとなります。

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項>●【フラット３５】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット３５】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット３５】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット３５】地域連携型の内容などの詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット３５】Sとは、【フラット３５】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット３５】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか１つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧いただくか、お客さまコールセンター（0120-0860-35）までお問合せください。●【フラット３５】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約３週間前までにフラット３５サイトでお知らせします。●【フラット３５】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット３５】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。（令和４年11月現在）